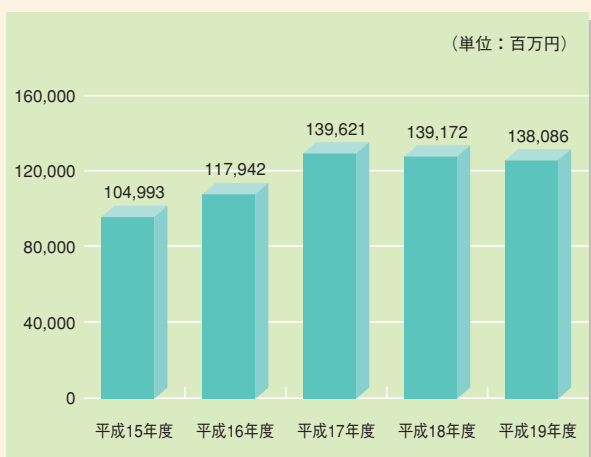


代表的な経営指標

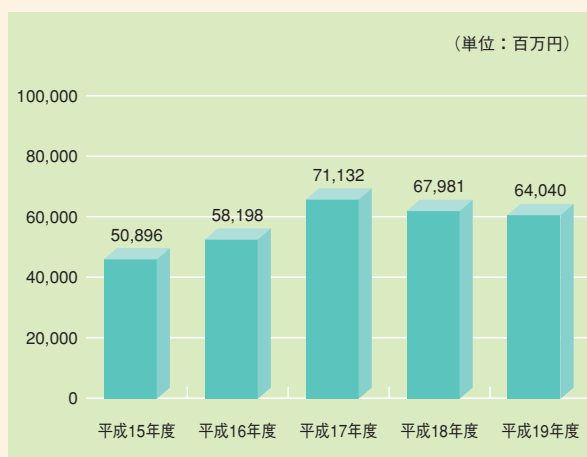
平成19年度の受再正味保険料および正味収入保険料は前年度に比べ減少しましたが、総資産は順調に増加し、平成20年3月末で9,559億円となりました。また、再保険金の支払いに備えるため、資産の大部分を流動性の高い、高格付け債券で運用しています。

受再正味保険料



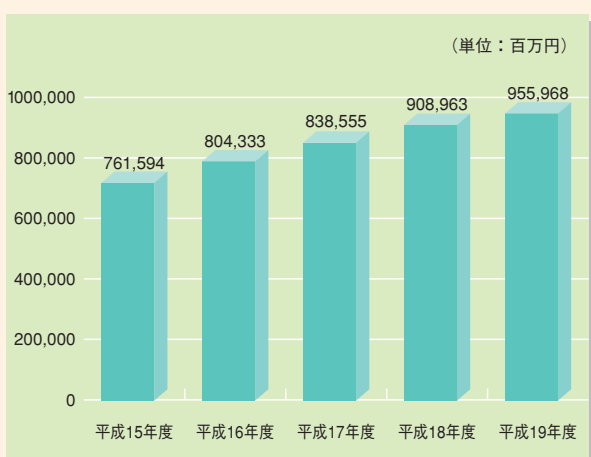
受再正味保険料とは、受再保険料（元受保険料の合計に当たります。）から、解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。

正味収入保険料



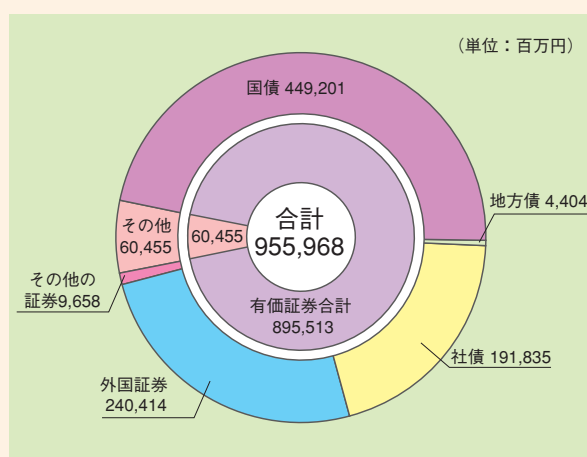
正味収入保険料とは、受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

総資産

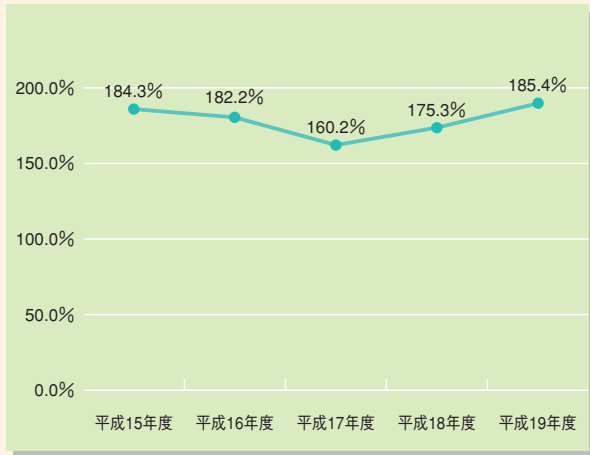


総資産とは、現金や預貯金、有価証券、不動産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

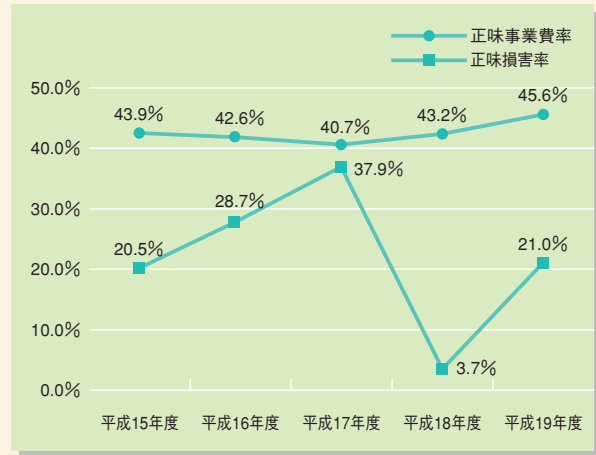
総資産の内訳(平成20年3月31日現在)



ソルベンシー・マージン比率



正味損害率・正味事業費率



ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

$$\text{正味損害率} = (\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料}$$

$$\text{正味事業費率} = \text{保険引受に係る事業費} \div \text{正味収入保険料}$$

単位：百万円

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
正味収入保険料		50,896	58,198	71,132	67,981	64,040
正味損害率		20.5%	28.7%	37.9%	3.7%	21.0%
正味事業費率		43.9%	42.6%	40.7%	43.2%	45.6%
保険引受収益		54,678	61,995	91,001	72,451	67,320
経常利益		184	98	23	143	16
当期純利益		17	10	36	△16	4
ソルベンシー・マージン比率		184.3%	182.2%	160.2%	175.3%	185.4%
純資産額		1,579	1,587	1,605	1,600	1,614
総資産額		761,594	804,333	838,555	908,963	955,968
その他有価証券評価差額金		14	11	△5	5	15
地震保険評価差額金		7,000	5,458	△9,054	△4,540	1,722